

ワクチン・血液製剤産業タスクフォースについて

◆ 目 的

今般の一般財団法人化学及血清療法研究所における事案を契機として明らかになった、ワクチン、血液製剤の安定的な供給に関する課題に対処するため、ワクチン・血液製剤産業のあり方を含め抜本的な対応を検討することとし、事務次官を本部長とする「ワクチン・血液製剤産業タスクフォース」(副本部長:医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、技術総括審議官)を立ち上げ、省を挙げて今後の対応を検討する。

◆ 検討事項

ワクチン・血液製剤産業のあり方について

- ・ ワクチン・血液製剤供給体制のあり方(企業規模、市場構造、価格設定、国際展開)
- ・ 製造販売事業者におけるガバナンスやコンプライアンスのあり方について

【検討における留意点】

- ・ パンデミック等の危機管理体制
- ・ 一部の血液製剤や抗毒素等、希少疾病用製剤の取扱い
- ・ 善意の献血の確保対策、適正使用

◆ 組 織

- ・ 事務次官を本部長とし、顧問に有識者を5名、副本部長に医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び技術総括審議官、本部員に大臣官房審議官(健康、生活衛生担当)及び大臣官房審議官(医薬担当)を始めとして関係課長等で構成する。
- ・ 個別具体的な議論を行うため、本タスクフォースは非公開とする。

◆ 設 置

平成27年12月25日設置

予防接種センター機能推進事業について

事業の内容

予防接種センター機能を有する医療機関は、次に掲げる事業の全部又は一部を実施するものとする

(1) 予防接種の実施等

平日、休日・時間外において、慎重に予防接種を実施する必要のある予防接種要注意者等に対する予防接種を市町村からの委託により実施すること。
また、健康被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応を図るものであること。

(2) 国民への予防接種に関する正しい知識や情報の提供

副反応を含む予防接種に関する正しい知識や情報、さらには感染症に関する知識等の提供を行うこと。

(3) 医療相談事業

予防接種要注意者に対し、予防接種の事前・事後における医療相談事業を実施すること。
また、地域における予防接種に対する支援機関として、地域の医療機関等からの相談等にも応ずるものとする。

(4) 医療従事者向け研修の実施

医療従事者において、予防接種の手技、器具の取扱い、感染防止策、感染事例、感染症の正確な知識等を学び続けるため、国が例示する最新の知見を踏まえたカリキュラムやテキストを使用するなどして、地域の医師会等と連携しつつ、医療従事者を対象とする研修を実施すること。

* 予防接種センター機能推進事業

地方自治体での予防接種要注意者や情報提供、医療相談等を実施するための機能病院の設置に必要な経費について、補助を実施。

○補助先：都道府県 ○補助率：1/2 ○補助額：1県あたり326万円(平日※)×1/2
※ 休日・時間外は120.4万円

現時点において19県31カ所の設置にとどまっており、地域での予防接種の中核機能として、予防接種センターの機能の全都道府県設置及び機能強化について、ご理解とご協力をお願いしたい。

健康日本21(第二次)の概要

- 平成25年度から平成34年度までの国民健康づくり運動を推進するため、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成15年厚生労働大臣告示)を改正するもの。
- 第一次健康日本21(平成12年度～平成24年度)では、具体的な目標を健康局長通知で示していたが、目標の実効性を高めるため、大臣告示に具体的な目標を明記。

健康の増進に関する基本的な方向

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

- ・生活習慣の改善や社会環境の整備によって達成すべき最終的な目標。
- ・国は、生活習慣病の総合的な推進を図り、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)

- ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPDに対処するため、一次予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進。
- ・国は、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- ・自立した日常生活を営むことを目指し、ライフステージに応じ、「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」を推進。
- ・国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援等を推進。

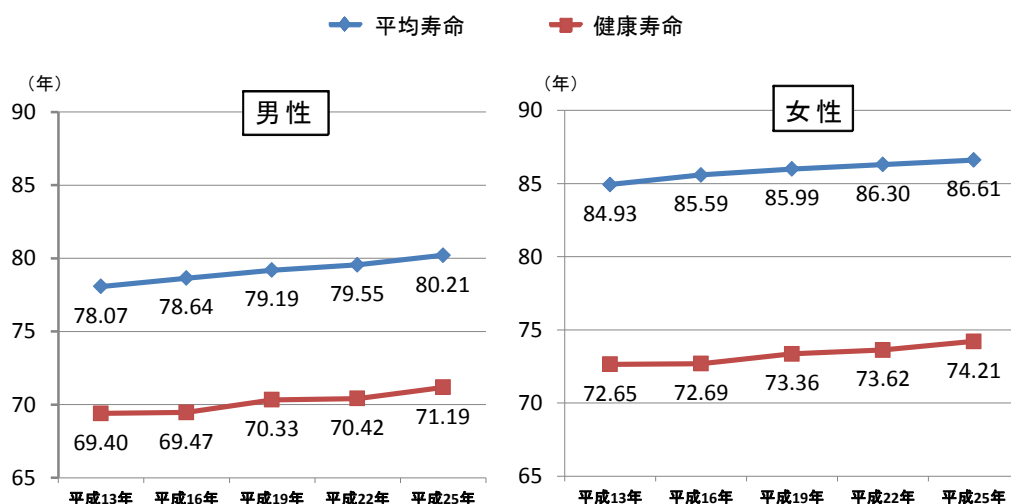
④ 健康を支え、守るための社会環境の整備

- ・時間的・精神的にゆとりある生活の確保が困難な者も含め、社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境を整備。
- ・国は、健康づくりに自発的に取り組む企業等の活動に対する情報提供や、当該取組の評価等を推進。

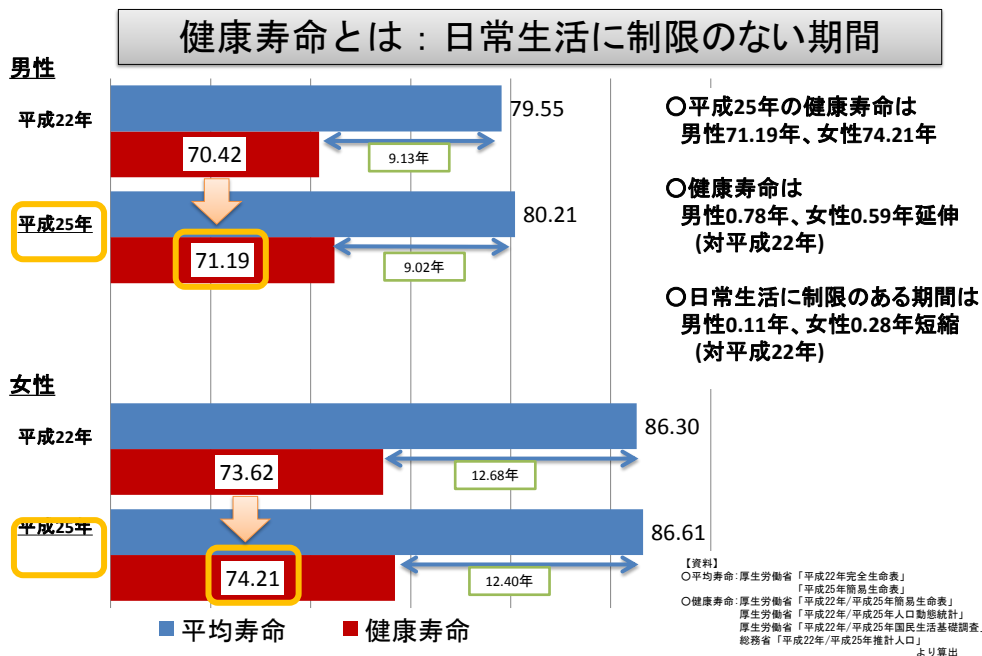
⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

- ・上記を実現するため、各生活習慣を改善するとともに、国は、対象者ごとの特性、健康課題等を十分に把握。

平均寿命と健康寿命の推移



【資料】平均寿命：平成13・16・19・25年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」

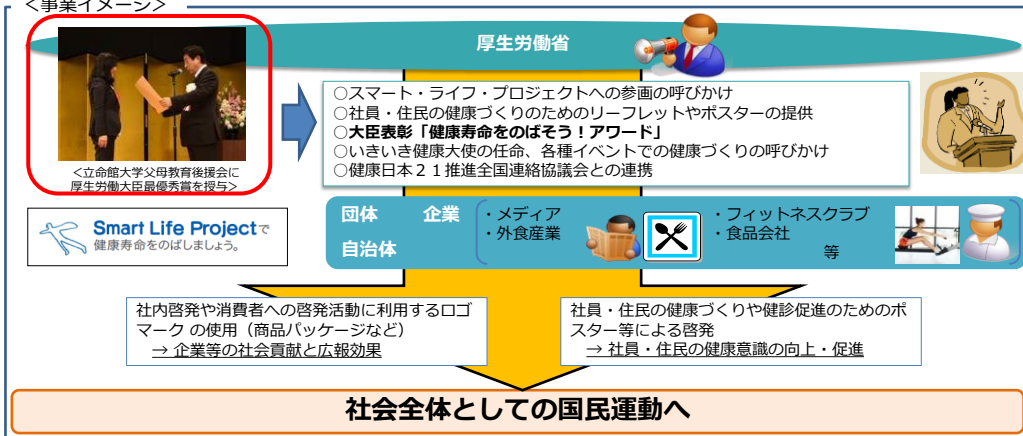


※健康日本21(第二次)の目標：平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加(平成34年度)
 日本再興戦略及び健康・医療戦略の目標：「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸」(平成32年)

国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ <スマート・ライフ・プロジェクト>

- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進し、個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

<事業イメージ>



健康寿命をのばそう！アワード 受賞取組

第4回(H27.11.16)

○厚生労働大臣賞

表彰名	事業者・団体名	応募対象名
最優秀賞	立命館大学 父母教育後援会	100円朝食による学生の健康管理、生活リズムの維持活動
企業部門 優秀賞	株式会社デンソー/デンソー健康保険組合	データDEコラヘルス ～社員と家族の健康づくり活動への取り組み～
団体部門 優秀賞	全国健康保険協会 広島支部	ヘルスケア通信簿で「今」を知り、「未来」を創れば健康経営危うからず～コラヘルスで目指せ長寿企業～
自治体部門 優秀賞	茨城県	『シルバリーハビリティ体操指導士』による住民参加型の健康づくり・介護予防事業

○厚生労働省健康局長賞

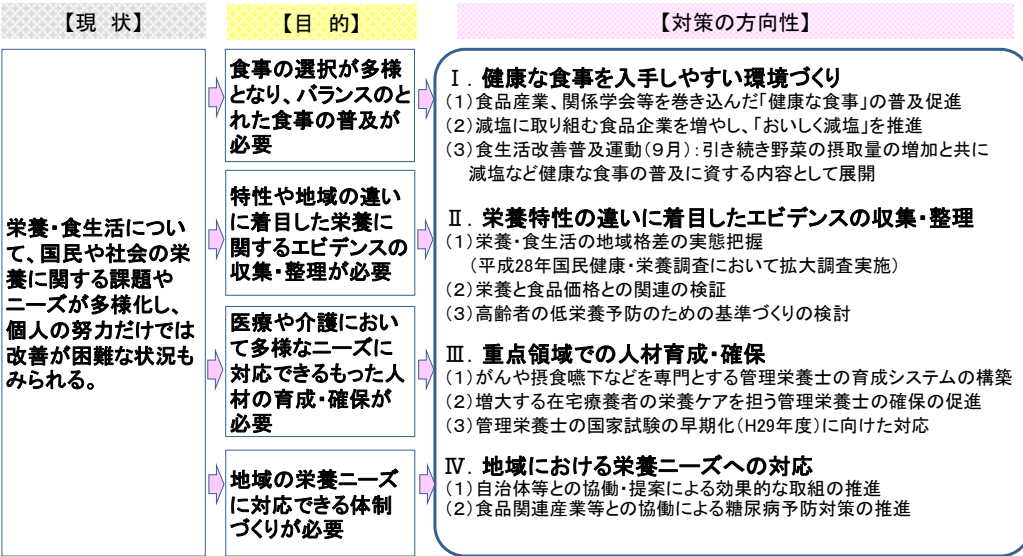
表彰名	事業者・団体名	応募対象名
企業部門 優良賞	アクロクエストテクノロジー株式会社	全社員で考えた禁煙への取り組み
	JFEスチール㈱西日本製鉄所(倉敷地区)	生涯を通じて運動器の低下を防ぐロコモ予防 ～2つの職場体操と体力レベルの見える化～
	塩澤信用組合	いきいき健康特別金利定期預金
	株式会社 広島銀行	地元中小企業の『健康経営』促進に向けた『くひろぎん』健康経営評価融資制度の創設
団体部門 優良賞	独立行政法人都市再生機構	UR賃貸住宅における「健康寿命サポート住宅」の取り組み
	特定非営利活動法人 日本サステイナブル・コミュニティ・センター	『ポケットカルテ』及び地域共通診察券『すこやか安心カード』
	山県食生活改善推進員連絡協議会	塩分摂取量全国1位からの脱却！『私達の健康は私達の手で』健康づくりのボランティア活動の取り組み
自治体部門 優良賞	青森県	『だし活』で減塩推進！減塩の普及啓発を目的とした、青森生まれのだし商品『できるだし』の商品開発と販促活動
	蒲城市(愛知県)	全庁的に取り組むPDCA健康戦略 メタボ率1位脱却！市民が意識し市が動いた『体重測定100日チャレンジ めざせ1万人』
	新潟県	健康寿命の延伸に向けて取り組む県民運動『にいがた減塩ルネサンス運動』
	久山町(福岡県)	将来の糖尿病発症を予測する「健康みらい予報」を活用した糖尿病予防対策～福岡県久山町の官学連のとりくみ～
	大和市(神奈川県)	『健康都市やまと』の取り組み ～『外出したくなるまちづくり』と『保健師・管理栄養士の地域訪問活動』を事例として～

○厚生労働省健康局長賞

表彰名	事業者・団体名	応募対象名
優良賞	オートバックス健康保険組合	『事業主との協働』～健康リスクの『見える化』による生活習慣病の発症予防と重症化防止活動の実践～
	全国健康保険協会 兵庫支部	GISを活用した健診受診率向上事業

栄養対策について

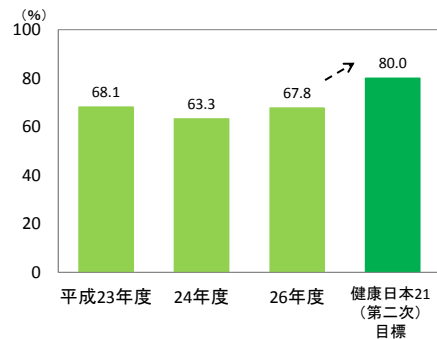
- 多様な課題やニーズに応える多機関参画型の環境づくりや人材育成・人材の確保
- 栄養特性の違いに着目したエビデンスの収集・整理による効果的な栄養・食生活支援の実現
- 自治体や関係機関等との協働による、地域における栄養ニーズへの対応の強化



I. 「健康な食事」を入手しやすい環境づくり(1)

○食品産業、関係学会等を巻き込んだ「健康な食事」の普及促進

毎日主食・主菜・副菜を揃えて食べる者の割合の現状と目標



平成27年9月に健康な食事に関する通知を自治体及び関係団体宛てに発出

- ①健康な食事の普及について、
・健康な食事の考え方を整理したリーフレットを作成。
・栄養バランスの確保のため、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の推奨を図るためにシンボルマークを作成。



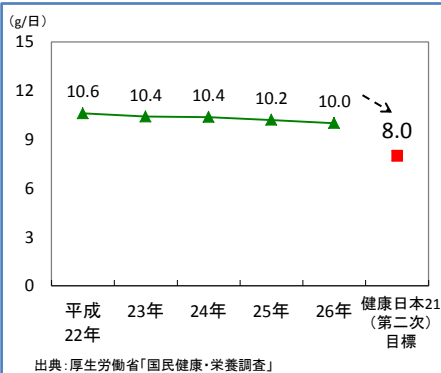
- ②生活習慣病予防や健康増進の観点から、事業者等による栄養バランスのとれた食事の提供のために、主食・主菜・副菜ごとの目安を提示。

- ①厚生労働省健康局長通知『「健康な食事」の普及について』(平成27年9月9日健発0909第3号)
- ②厚生労働省健康局長通知『生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安の普及について』(平成27年9月9日健発0909第6号)

I. 「健康な食事」を入手しやすい環境づくり(2)

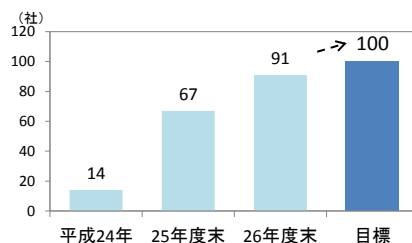
○減塩に取り組む食品企業を増やし、「おいしく減塩」を推進

食塩摂取量の現状と目標



スマート・ライフ・プロジェクトに参画する食品企業数の増加の促進

食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業数の推移



「食塩または脂肪の含有量の低減を行っている」企業の登録については、食塩や脂肪の含有量について従来品と比べ10%以上の低減を行っていることを要件とする事を本年度中に周知し、来年度から新たな要件での登録を開始予定。